

令和 7 ・ 8 年度 第 1 回高崎市公民館運営審議会 会議録

開催日時 令和 7 年 8 月 2 5 日（月）午後 1 時 3 0 分から 2 時 5 0 分

開催場所 高崎市中心公民館 集会ホール

議題 会長・副会長選出
公民館運営審議会について
令和 5 ・ 6 年度提言について
公民館の取組み紹介

公開・非公開区分 公開

出席委員（17 人）

関喜史委員 ・ 根本真太郎委員 ・ 品川正和委員 ・ 串田昭光委員
三澤憲一委員 ・ 小高広大委員 ・ 小屋美香委員 ・ 樋口哲郎委員
櫻井登委員 ・ 植原孝行委員 ・ 原田和之委員 ・ 山口美千世委員
秋山美和子委員 ・ 上條ちづ子委員 ・ 品田佳江委員 ・ 福島幸子委員
田口和江委員

欠席委員（3 人）

内田祥子委員 ・ 小見勝栄委員 ・ 丸茂ひろみ委員

成立 高崎市公民館運営審議会規則 第 4 条第 2 項による

事務局出席者

湯浅貴弘中央公民館長・川嶋昭人公民館担当部長・齋藤崇夫教育担当係長・
錦部光樹次長・江積利雄次長・千保木優次長・大村政彦次長・塚越康弘次長・
平石貴文次長・伊藤俊一郎次長・武政文隆次長・貫井賀津夫次長・岡田清香
主任主事・古川和江行政嘱託

傍聴定員 5 人

傍聴者数 0 人

所管部課名 教育部中央公民館

令和7・8年度 第1回高崎市公民館運営審議会 議事録

議事

1 公民館運営審議会長、副会長の選出について

事務局： 議事に入らせていただきます。

(1) 会長、副会長の選出について、お配りしてある「公民館運営審議会について」という資料の8ページをご覧ください。「高崎市公民館運営審議会規則」ということで、審議会の運営について定めた規則がございます。規則第2条第1項に、「審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める」とされています。また、第4条第1項に、「審議会の会議は、会長が招集し、会長は会議の議長となる」となっております。これから、今期の会長、副会長を選出していただきますが、それまでの間、中央公民館長が仮の議長として進めさせていただきたいと存じますが、よろしいでしょうか。

【異議無しの声】

ありがとうございます。

それでは、中央公民館長、よろしくお願いいたします。

中央公民館長： 会長が選出されるまでの間、暫時議事の進行を務めさせていただきます。
よろしくお願いいたします。

議事の公民館運営審議会長および副会長の選出を行なわせていただきます。

ただ今、事務局から説明がありましたとおり、会長、副会長の選出は、委員の互選によることとなっております。委員の皆様のご意見はいかがでしょうか。

【事務局案があれば提案の声有り】

ただ今、委員から事務局で案があればということでお話がございましたので、よろしいでしょうか。そうしましたら、事務局案を提案させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

【異議なし】

中央公民館長： それでは事務局案をお願いします。

事務局： 事務局案といたしまして、会長に名簿の４番の串田委員、副会長に１５番の秋山委員を提案させていただきます。

串田委員は、高崎ユネスコ協会の会長を務め、委員を３期６年務めており、前期に会長を務めていただきました。また、秋山委員は、群馬地区選出の委員で、委員を２期４年務め、同じく前期に副会長を務めていただきました。公民館運営審議会では近年、会長、副会長に２期ずつ務めていただいております、今期が２期目となることから会長に串田委員と副会長に秋山委員を提案させていただきます。

事務局の案は以上となります。お願いいたします。

中央公民館長： ありがとうございます。事務局から串田委員を会長に、秋山委員を副会長にとの提案がありましたが、いかがでしょうか。ご承認いただける方は拍手をお願いいたします。

【一同、拍手で承認】

中央公民館長： 皆様の拍手をもって承認いただいたものといたします。会長に串田委員、副会長に秋山委員が選出されました。それでは、串田委員、秋山委員は、会長席、副会長席にお移りください。

就任にあたり、串田委員、秋山委員にご挨拶をいただきたいと思います。

【会長、副会長挨拶】

中央公民館長： ありがとうございました。それでは、これより串田会長には審議会規則第４条第１項により進行をお願いいたします。

会長： それでは、これより進行を務めさせていただきます。次第に則って進めます。よろしくお願いいたします。

議事(2)高崎市公民館運営審議会について事務局より説明をお願いします。

２ 高崎市公民館運営審議会について

事務局： それではご説明させていただきます。改めて、お手元の「高崎市公民館運営審議会について」という資料をご覧ください。今回継続をさせていただいている委員の皆様はご理解いただいている部分かと思いますが、新しく委員になられ

た方もおられますので、公民館運営審議会の概要についてご説明いたします。

まず、(1) 公民館運営審議会の設置につきましては、社会教育法第29条で「公民館に公民館運営審議会を置くことができる」と規定がございまして、それを受けて高崎市公民館条例第10条で設置することを定めております。

続いて(2) 審議会の役割につきましては、社会教育法第29条の2にございます「公民館運営審議会は、館長（高崎市では市内45館の館長で組織される高崎市公民館連絡協議会（いわゆる館長会）の会長である中央公民館長となります）の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施について調査審議する」ということで、公民館における事業の企画実施について調査・審議していただくというのが、公民館運営審議会の役割となっております。また、それに加えて、公民館運営審議会規則第5条にございますとおり「館長の任命に関し、あらかじめ教育委員会の求めに応じ、意見を述べるものとする」としており、中央、箕郷、倉渕、榛名、吉井、新町の6館の常勤職員の館長を除く、39館の非常勤の地区推薦の館長の任命に関して、ご意見をいただくということが役割となります。こちらは毎年3月の審議会の際に、次年度の館長任命に関してご意見をいただいております。

(3) 運営につきましては、高崎市公民館運営審議会規則に定められており、先ほどもご説明したように、会長、副会長を置くこと、また、必要に応じて専門委員会を設けることができるとされております。答申・提言の作成などのために通常任期の2年目の年度に専門員会を設置して審議をしていただいております。また、審議会の会議は会長が招集し、会議の議長となります。

次に2ページをご覧ください。高崎市公民館運営審議会が設置されてから昨年度までの答申・提言のタイトルの一覧となっております。任期が2年となっていることから、1年目に高崎市公民館連絡協議会から諮問をし、2年目に答申をとりまとめていただくというのが比較的多い流れとなっております。直近では、今年の3月に令和5・6年度の提案をいただいております。令和5・6年度につきましては、諮問に対して答申をいただくという形ではなく、審議会での協議の結果、コロナ禍における各公民館の状況を調査し記録として残すと共に、コロナ禍を経ての公民館の在り方について提言することに取り組むこととなり、各公民館へのアンケート調査や委員の皆様からの意見聴取、専門委員会での検討などを行い、3月の公民館連絡協議会で提言をご提出いただいたという流れとなっております。新たに委員になられた皆さまには冊子でお配りさせていただきましたので、後ほどご覧ください。

次に3、4ページに令和5・6年度の審議会の実施状況を掲載しております。審議会は通常年4回開催しておりますが、令和6年度は3回の開催となっております。今年度は今のところ4回の会議を予定しております、スケジュール

につきましては、後ほど報告・連絡事項でご説明させていただきます。また、3 ページにございますのは2 年間で7 回開催した全体会で、4 ページにございますとおり、令和6 年度には、意見具申の作成にあたって審議会とは別に専門委員会を3 回開催しております。

大きな変更等がなければ、今期も同じような回数の会議を予定しています。5 ページ以降には関係法令を抜粋して掲載しておりますので、後ほどご確認をお願いいたします。最後に、9、10 ページをご覧ください。「公の業務や活動にご参加いただく皆さまへ」という高崎市のコンプライアンス室で発行している文章を付けさせていただきました。公民館運営審議会も公の活動となりますので、ご一読いただき個人情報や文書の管理についてのご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

また、お手元に令和6 年度の各公民館で行われた事業の一覧と事業紹介が掲載されております「高崎市の公民館」の冊子をお配りさせていただきました。こちらをご覧くださいますと、昨年度45 公民館でどのような事業が行われたかを確認できる資料となっています。加えて、今年度より新たに委員となられた皆様には、前年度3 月に審議会でご報告させていただきました、特徴ごとに事業をまとめた「令和6 年度高崎市公民館事業実績」という資料もお配りさせていただきましたので、公民館活動を確認していただく際にご利用いただければと思います。

公民館運営審議会についての説明は以上です。よろしくお願いいたします。

会長： ありがとうございました。事務局から説明がありましたが、これに関して何か質問、ご意見等はございましたらお願いいたします。

【意見等無し】

3 提言に関わる事例の紹介について

会長： 続いて議事（3）です。提言に関わる事例の紹介について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局： 提言に関わる事例の紹介ということで、次回以降の審議会は実際に地区公民館で会議を開催しまして、地区公民館の具体的な取り組みも紹介させていただき、公民館について知っていただいた上で答申や提言の作成をお願いしていくという流れになりますが、本日は第1 回目で中央公民館での開催ということで、公民館における動画に関する取り組みについて紹介させていただきます。

公民館は各地域に1館あるという特徴からもわかるとおり、従来「つどう」こと、そこに集まることを基本として事業を行って参りました。しかし、ご存じのとおりコロナ禍がございまして、公民館でも集うことが制限される期間があった関係で、全国の公民館でデジタル化が飛躍的に進んだ部分があり、動画の活用についても様々な取り組みが行われるようになりました。そうした中、高崎市の公民館でもコロナ禍を機に動画配信を行ってみようということになり、それから継続していくつかの取り組みを行っていますので、本日は実際に動画を見ていただきながら、公民館における動画の活用についてご紹介させていただきます。

「提言に関わる事例の紹介（動画に関わる事例について）」という資料をご覧ください。まず、審議会から動画に関わる事業についてこれまでコロナ後にご提案いただいております。どのようなことが提案されてきたかを抜粋して掲載しております。令和元・2年の答申では「オンライン講座や動画配信の活用」ということで従来の集まって行う集合型、オンライン講座、動画配信といった様々な方法を検討しようということ、また、「利用者にとって利用しやすい事業の工夫」ということで利用者が利用しやすいという視点で動画を活用しようということ、最後に「学習資源となる動画の作成」ということでYouTubeに関わらず学習資源として動画の活用を図っていきましょうという提案をいただきました。続いて令和3・4年度の意見具申、こちらは令和元・2年度にさらに充実、追加すべき点をご提案いただいたものですが、その中では情報を一か所に集めてアクセスしやすくするようにした方が良いのではないかとということと、集合型の講座を映像にしてDVD等で貸出することを検討してはどうかということが提案されています。最後に今年の3月にいただいた令和5・6年度の提言では「公民館オンライン講座」の配信の実施について検討してほしいという提案をいただきました。

ページをおめくりいただきまして、実際に高崎市の公民館でどのような動画の取り組みがあるかということをもとめさせていただきました。大きく中央公民館と地区公民館、ここでは久留馬公民館の取り組みに分けさせていただきました。

まず、中央公民館では「おうちで公民館」というシリーズ名で高崎市YouTubeチャンネルでの講座動画の配信を行っております。本数は、令和2年は7本、令和5年に5本、令和6年に30本の動画を作成しています。令和2年度の7本というのは、コロナ禍による臨時休館で利用者が公民館に来られなくなった時期に、何かできないかということで急遽取り組んだものです。その後、令和5年度にカメラや編集ソフトなどの環境を整え、中央公民館で担当者を1名配置し、動画の撮影、配信を再開しました。現在、地区公民館の講座で講師を務めていただいている方を中心に出演していただき、5分程度の講座動画を作成、

配信しております。

こちらは実際に市のホームページへ動画の一覧を載せている画面ですが、審議会からも、見やすいように一覧にしてホームページ等で見られるようにした方が良いのではないかというご提案をいただいております、動画の本数も増えてきたため、令和6年度には市ホームページで一覧を公開しています。見ていただくと、新着として公開されている動画と、ジャンル別の入口が掲載されております。防災、料理、子ども向け、健康づくり、図書ボランティアさん向けとジャンル別で動画を掲載しております。

YouTubeでの動画配信にあたって心がけていることは、内容が高崎市の公民館だからこそその動画を作ろうということです。例えば、一般的な料理動画は数限りなくあり、公民館が動画を作った動画をあえて見る理由がないという側面があります。高崎市の公民館が作るとしたら、どのような動画が良いかを考えながら作っており、現在は地区公民館で活躍の方が出演する動画を作成しております。公民館の利用者を中心に動画を見てもらえる、また、そこから広がるような動画を作るようにしております。

また、YouTubeに公開するだけでは実際にはなかなか見てももらえないので、できるだけ従来の公民館活動と合わせて活用できるような動画を作ろうと心がけております。資料の次のページに避難所で役立つ防災グッズの作り方の動画をまとめたチラシがございます。こちらは、YouTube上で一般公開すると共に、公民館で行う防災講座や、それ以外の防災に関する集まりの際にもこうしたチラシを配布することで、実際の講座の際はなかなか全て作ってもらうことができないものを、ご自宅で動画により取り組んでもらえるようにしております。また、それを紹介して広めてもらえるということで、ネット上で見るだけでなく、実際に公民館に集う中で見てもらえるという取組みになるように心がけております。

今日は、実際に防災グッズの動画の中から「新聞紙でスリッパを作ってみよう」という動画をご覧くださいます。

【動画視聴】

事務局： この、新聞紙でスリッパを作るというのはこれまでも公民館講座の中で実際に新聞紙を用意して体験していただいていたのですが、そうしたことができない中でも、講座の後で動画を見て作っていただいたり、このチラシを配布することで、実際にご家庭で作っていただく機会になったりすればということで、動画を作成しチラシを配布する取組みを行っております。

中央公民館ではもう一点、動画に関する取組みとしまして、コロナ後の令和

3 年度から古文書講座の動画配信を行っております。こちらは講座用の動画を収録するのではなく、公民館に実際に集まって実施する講座の様子を収録し、動画での受講を希望する方向けに配信するものです。

資料に参加人数を記載していますが、ここ 3 年間は 30 人程度の方が動画配信で受講しております。ちなみに会場受講は毎年 50 人前後です。公民館の講座は、全編を通して完全に講義形式のみで行うものがあまり多くないこともあり、こうした動画配信を行う講座はなかなか作れていない状況ですが、この古文書講座は集合型と動画配信を組み合わせた講座として行っております。また、講座の性質上、テキストを見ながら繰り返し学習したいというニーズも多いことから、受講者からは非常に好評です。こちらの一部ですが動画を見ていただきます。

【動画視聴】

中央公民館で行っている古文書講座は、一般的なものというよりは高崎の古文書を読むための講座になっていて、背景となる高崎の歴史等も併せて学ぶような講座となっております。

以上が中央公民館の取り組みとなります。

続いて、地区公民館の取り組みとして久留馬公民館の動画に関する取り組みを、久留馬公民館次長から紹介いたします。

久留馬公民館次長： 皆様こんにちは。改めまして久留馬公民館次長です。今日は久留馬公民館で行っている動画の取り組みを説明するということで、よろしくお願いいたします。

お手元の資料をご覧ください。「GIGA スクール端末で文化財巡り」という取り組みを説明させていただきます。

令和元年・2 年の審議会の答申の中で、各館の運営推進委員会の中に部会を作って活用しては、という提案がありました。それを見て、久留馬公民館は令和元年に開館した公民館なのですが、開館して公民館活動にさらに拍車をかけたいと考え、地域おこし部会という部会を作りました。その部会で一番始めに、久留馬地区の 20 か所の文化財が載っている地域の文化財マップを作りました。その 20 か所の文化財を、地域の歴史の先生が小学生向けに解説する動画を、大学生の有志が結成している久留馬地区盛り上げ隊という団体が撮影、編集をして、学校の GIGA スクール端末から見られるようにし、授業で活用してもらおうというのが、GIGA スクール端末で文化財巡りです。久留馬地区盛り

上げ隊は、これまでも YouTube で久留馬地域の動画の配信など行っています。

もう一枚、皆様に資料をお配りしています。こちらは学校と打合せをした時の企画書です。学校との確認事項という所に、学校、公民館、地域の歴史の先生、盛り上げ隊の4者で、昨年度始めにどのような動画にするか確認した事項があります。まず、小学生だと1年生から6年生までかなり理解度に差があるため、ターゲットを絞って対象を高学年にしようということです。続いて、5分以内の動画にすることです。学校からの要望で、データ量の規制もありますが、授業で使用してもらうことを考えた際に、授業で動画を見て、その合間に先生が説明するというのを考えると5分ぐらいが良いということでした。最後に、あまり難しくなく、まずは地域の子どもたちに地域の文化財への愛着、興味などが芽生えるような作品にしたいということです。小学生が見て退屈しないような、なおかつ大学生が関わるということで少しユニークな形の動画にした方がよいのではないかとということになりました。公民館、学校、大学生、地域の歴史の先生の4者がこの3点を確認して、いよいよ動画作成が始まりました。

昨年度2つの動画が完成し、今年度は既に4か所で動画を撮り終えて、後半にあと4か所撮影する予定です。全部で昨年度分も合わせて10か所となりますが、20か所のうち半分の10か所までは今年度完成させたいなということで、今、頑張っております。

時間の関係もありますので、動画を見ながら説明します。

【動画視聴】

久留馬公民館次長： 先程出てきた女性や、ナレーションをしてくれているのは大学生です。小学生に楽しんでもらおうということで、クイズを一か所に一問入れていこうということで作っています。こちらの男性は、地域の歴史の先生です。各先生の得意分野が違うので、その場所によって先生は変わります。効果音も、小学生受けが良いようにあえて多く入れてあります。写真等は、公民館が大学等に許可を取って載せています。また、撮影の許可や普段入れないところに入る許可取りも公民館で行っています。ご覧いただいたのは本郷塚中古墳群の動画で、作った動画の中だと一番短い時間の動画になります。

もう一点、資料の中の「期待される効果」という所をご覧ください。将来的には、学校のGIGAスクール端末の中だけでなく、地域の文化財マップに二次元バーコードを付けて誰でも見られるようにしていこうと考えています。先程、大学に写真の掲載許可を取ったという話をしましたが、学校の授業の中だけで使用するという事だと許可取りが簡単です。ただ、YouTube に公開し不特

定多数が見るとなると、許可取りのハードルが高くなります。もう一点、携わってくれる地域の歴史の先生も、YouTube で誰も見られるということになると、少し二の足を踏んでしまうというようなことがあります。そのため、現在は GIGA スクール端末のみで見られるようになっています。将来的にはそういった部分を解決して「この動画は地元の学校のために作った動画です」と注釈を入れて、誰でも動画が見られるように整えていき、地域全体の学習資料としていきたいと考えています。

最後になりますが、今年度は、いよいよ学校の授業で使ってもらえるということで、実際の授業の様子を公民館、地域の先生、大学生等が授業参観のような形で実際に見学し、現場の学校の先生から意見を伺うことができる機会を設けていただけるように校長にお願いしています。

時間の関係もあり、簡単に説明させていただきました。今の説明でわからなかった、もう少し深く知りたいといったことがあれば遠慮なくお尋ねください。

事務局： ただいま、中央公民館と久留馬公民館の事例を紹介させていただきましたが、他の多くの地区公民館では動画を活用した事業には取り組んでいないのが現状です。市内に 44 の地区公民館があり、各館、正規職員が 1 人という配置の中で、業務量や技術的な面、また、環境整備のための機材などの費用の点などからも、なかなか動画作成に取り組むことが難しい実情がございます。今後は、中央公民館が地区公民館と連携して、地域資源を活用した動画や地域のイベントの記録といった各館ならではの動画を作成し、従来の地区公民館の活動とも相乗効果があるような形で、公民館で動画の活用を図ることができればと考えております。

動画の取組みはまだまだ不十分な状況ですので、委員の皆様には、本日に限らず動画についての何かアイデア等がございましたら、ご助言をいただければ、参考にさせていただき公民館での動画の活用を図って参りますので、よろしくお願いいたします。

以上で事例の紹介を終わらせていただきます。ありがとうございました。

会長： 事務局より動画に係る取り組みについて説明があり、実際に動画も見いただきました。

今の内容について何かご質問やご感想、ご意見がありましたら出していただければと思いますがいかがでしょうか。

【質問等無し】

会長： 今後またご質問等がありましたら、各館、または中央公民館までお問い合わせいただければ有難いと思います。

会長： 本日の議事は以上となります。議事全体を通して何か質問、ご意見等ありましたらお願いいたします。

会長： 議事は以上となりますので、これで議長の座を下ろさせていただきます。6の報告・連絡事項について事務局よりお願いします。

6 方向・連絡事項

- (1) 令和7年度高崎市公民館運営審議会日程について
- (2) 連絡方法の確認について

事務局： 以上をもちまして、本日の審議会を終了いたします。ご協力ありがとうございました。